

入札説明書

令和8年札幌市告示第2948号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年7月27日

2 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目

札幌市西区市民部総務企画課庶務係（電話：011-641-6921）

メールアドレス：nishi_shomu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称（計4件）

ア 西区民センター等機械警備業務

イ 八軒まちづくりセンター等機械警備業務

ウ 西野まちづくりセンター等機械警備業務

エ 八軒中央まちづくりセンター等機械警備業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

仕様書による。

なお、保安上の観点から仕様書の公開は行っていない。仕様書の交付を希望する者は、事前に上記2の契約担当部局に「仕様書の交付を希望する」旨を電話にて申し出ること。そのうえで、令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている見積依頼用メールアドレス（以下「見積依頼用アドレス」という。）から、件名に「機械警備業務に関する仕様書交付希望」と記載のうえ上記2のアドレス宛てに送信すること。後日、「公開アドレスメール（WEB公開）」という件名で見積依頼用アドレス宛てに仕様書をダウンロードするためのURLを送信する。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

・アの案件：令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年）

・イの案件：令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年）

・ウの案件：令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年）

・エの案件：令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年）

(4) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」、小分類「機械警備業」に単体企業にて登録があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細は別記1参照）

ア 資本関係

（ア） 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア） 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a） 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（b） 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（c） 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（d） 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者

（イ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 上記(2)の登録に係る資格要件

警備業法第2条第1項第1号に定める施設警備に係る警備業の認定を受け、かつ、同法第40条に定める機械警備業務を行おうとする際の届出のほか、札幌市内の事業所に係る営業所設置等及び機械警備業務関係の届出を行っているものであること。

(7) 本公告に示した警備業務の遂行に関する賠償責任保険（参加者が請負う警備業務すべてが補償対象となるものに限る。）に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。

ア 個別業務のみ補償対象とした損害賠償責任保険

イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険（更新を除く。）

- (8) 入札告示日を起点とした過去5年間において、機械警備業務の履行実績を1年以上（日常的に監視しているものに限る。）有していること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記2の場所で交付するほか、上記3(1)に掲げる案件ごと、下記URLのホームページからダウンロードできる。ただし、仕様書等にあつては、上記3(2)後段を参照すること。

<https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html>

- (2) 入札書の提出期限

上記3(1)に掲げる案件すべて、封印した入札書を次に掲げる提出期限までに、上記2あてに持参又は送付により提出しなければならない。

提出期限：令和8年8月20日（木） 12時00分（送付の場合は必着）

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年8月21日（金）〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記5(2)の提出期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は、アに基づき作成した封書（入札書）を、さらに封筒に入れ（二重封筒とすること。）、外封に「令和8年8月21日（金）〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記5(2)の提出期限までに送付しなければならない。

なお、この場合にあつては、簡易書留やレターパックなど配達記録サービス付きのものにより送付すること。また、電子メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）のうえ、委任状（別紙2）とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

ウ 本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができるものとする。

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

- (7) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入

札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(8) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：上記3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

- ・アの案件 令和8年8月21日（金） 13時20分
- ・イの案件 令和8年8月21日（金） 13時40分
- ・ウの案件 令和8年8月21日（金） 14時00分
- ・エの案件 令和8年8月21日（金） 14時20分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては時間を繰上げて開札を行う場合がある。

イ 開札場所：上記3(1)の案件すべて次のとおりとする。

札幌市西区役所4階 第3会議室（札幌市西区琴似2条7丁目）

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 落札者の決定

(1) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。なお、差出人アドレスは入札参加資格者名簿に登録されている見積依頼用メールアドレスを使用すること。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(9)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(3) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代える担保を提供しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

7 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、下記(3)イの契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項及び契約締結期限

ア 契約条項

別紙3のとおり

イ 契約締結期限

原則として、落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して5開庁日までとする。なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記6(3)アに基づき落札決定を取り消すことがある。なお、落札決定を取り消した場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

※ 上記(1)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行う場合は、「落札者の決定を通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、質問書を書面又は電子メールにより提出すること。FAXによる提出は認めない。なお、質問書は西区役所ホームページ内に掲載している「質問書様式」を使用すること。

ア 質問の提出期限

令和8年8月5日（水） 12時00分 （送付の場合は必着）

イ 質問の提出先

持参又は送付の場合：上記2と同じ

電子メールの場合：次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇業務の質問について」とすること。

メールアドレス：nishi_shomu@city.sapporo.jp

ウ 質問に対する回答

令和8年8月7日（金）までに、適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、西区役所ホームページに掲載する。ただし、質問内容によっては、当該回答期限をすぎる場合がある。

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ 提出方法

持参又は送付（電子メール可。送信方法は上記6(2)ウの後段を参照）